

# 令和4年度カジノ管理委員会調達改善計画

令和4年3月31日

カジノ管理委員会

本計画については、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）、「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議取りまとめ）において示された取組等を行うとともに、「令和3年度カジノ管理委員会調達改善計画の上半期自己評価結果」を踏まえ、以下のとおり策定する。

## 第1 重点的に調達改善に取り組む分野、調達改善の取組内容、調達改善の目標

### ア. 調達の現状分析

令和2年度における調達の契約種別の状況については表1のとおりであり、契約件数は31件、契約金額は1,128百万円である。そのうち、競争性のある契約は21件（全契約に占める割合68%）、競争性のない随意契約は10件（同32%）となっている。競争性のない随意契約については、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由を事前審査することで、競争性のある契約へ移行してきたところであり、引き続き、競争性のある契約への移行が進むよう、契約方式の事前審査を実施していく。

（注）カジノ管理委員会は、令和2年1月7日の設置であり、令和元年度においては、1箇年度分の調達を行っていないことから、増減傾向やその要因の現状分析は、令和5年度における調達改善計画から行うこととする（表2、表3及び表4について同じ。）。

表1 ※1※2 令和2年度カジノ管理委員会における調達の契約種別（単位：件、百万円）

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約※3	17	55%	621	55%
	企画競争による随意契約	1	3%	10	1%
	公募による随意契約	1	3%	14	1%
	不落・不調による随意契約	2	6%	46	4%
	小計	21	68%	691	61%
競争性のない随意契約		10	32%	436	39%
合計		31	100%	1,128	100%

- ※1 令和2年度の「契約に関する統計」に基づき作成しているため、少額随意契約は含まない（表2、表3及び表4について同じ。）。
- ※2 金額及び割合については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある（表2、表3及び表4について同じ。）。
- ※3 競争契約とは、一般競争契約をいう（表2及び表4について同じ。）。

次に、令和2年度における調達の実績の状況については表2のとおりであり、競争性のある契約に占める一者応札の割合は、契約件数で43%、契約金額で27%となっている。一者応札については、解消に向けた取組として入札不参加者へのヒアリングによる要因分析等を実施してきたところであり、引き続き、一者応札となった要因を分析し、その結果を踏まえた仕様の見直しを行うなど、一者応札の解消を進めていく。

表2 令和2年度カジノ管理委員会における調達の実績 (単位: 件、百万円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約	6	125	11	496	17	621
割合	35%	20%	65%	80%	100%	100%
企画競争による随意契約	-	-	1	10	1	10
割合	-	-	100%	100%	100%	100%
公募による随意契約	1	14	-	-	1	14
割合	100%	100%	-	-	100%	100%
不落・不調による随意契約※1	2	46	-	-	2	46
割合	100%	100%	-	-	100%	100%
合計	9	186	12	506	21	691
割合	43%	27%	57%	73%	100%	100%

※1 入札時の応札者数により記載している。なお、競争に付しても入札者がいないときに特定の1者と契約を行う場合は、1者として整理する。

続いて、令和2年度における調達経費の内訳及び競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳については表3及び表4のとおりであり、情報システムの占める割合が大きくなっている。

表3 令和2年度カジノ管理委員会における調達経費の内訳

(単位：件、百万円)

		本省		地方支分部局等		府省庁全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
物 品 役 務 等	情報システム※1	8	524	-	-	8	524
	割合	26%	46%	-	-	26%	46%
	調査研究※2	4	69	-	-	4	69
	割合	13%	6%	-	-	13%	6%
	事務室関係※3	6	405	-	-	6	405
	割合	19%	36%	-	-	19%	36%
	物品関係	6	28	-	-	6	28
	割合	19%	3%	-	-	19%	3%
	役務関係	7	102	-	-	7	102
	割合	23%	9%	-	-	23%	9%
合計	31	1,128	-	-	31	1,128	

※1 「情報システム」は、予算科目（情報処理業務庁費）に該当するものを計上している（表4について同じ。）。

※2 「調査研究」は、実態調査、動向調査等の各種調査等に該当するものを計上している（表4について同じ。）。

※3 「事務室関係」は、事務室及び駐車場の借上費、清掃費、光熱費等を計上している。

表4 令和2年度カジノ管理委員会における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

(単位：件、百万円)

		本省		地方支分部局等		府省庁全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
物 品 役 務 等	情報システム※1	3	71	-	-	3	71
	割合	50%	56%	-	-	50%	56%
	調査研究※2	1	30	-	-	1	30
	割合	17%	24%	-	-	17%	24%
	物品関係	1	8	-	-	1	8
	割合	17%	7%	-	-	17%	7%
	役務関係	1	17	-	-	1	17
	割合	17%	13%	-	-	17%	13%
	合計	6	125	-	-	6	125

イ. 重点的な取組  
別紙1のとおり。

ウ. 共通的な取組  
別紙1のとおり。

エ. その他の取組  
別紙2のとおり。

## 第2 自己評価の実施方法

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、上半期（4月～9月）終了後及び年度終了後に実施し、自己評価結果をホームページに公表する。

自己評価結果には、実施した取組内容及びその効果、進捗度、実施において明らかとなった課題、今後の調達改善計画の実施や策定に反映する際のポイント等を盛り込み、その後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

## 第3 調達改善の推進体制

調達改善の推進に当たっては、「カジノ管理委員会調達改善推進チーム」を設置して取り組むこととする。

推進チームの体制は次のとおり。

統括責任者	事務局次長
副統括責任者	総務企画部総務課長
メンバー	総務企画部総務課企画官 総務企画部総務課課長補佐
事務局	総務企画部総務課

推進チームは、必要に応じて会合を開催するものとし、事務局は、半期ごとに進捗状況を推進チームへ報告する。

また、取組の推進に当たっては、外部有識者の意見を活用することとし、調達改善計画の策定及び自己評価の実施の際に、カジノ管理委員会契約監視委員会の各委員に意見を求めるものとする。

## 重点的な取組、共通的な取組

令和4年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	取組の目標
								目標達成予定時期
○		適切な随意契約の締結	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合に、決裁への理由の明示及び総務課による審査を行うこととし、必要に応じて契約方式の見直しを行う。また、審査結果を他の案件に活用する。	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合について、その理由等を審査することにより、適正な契約方式の適用を行うため。	B	R3	対象案件について、全件実施する。	R4年度末まで
			競争性のない随意契約によらざるを得ない場合であっても、契約予定者から提示された見積価格に見直しの余地が無いかを確認し、適切な仕様及び価格となるよう、仕様書の見直しや価格交渉の実施により、経済性を確保する。	競争性のない随意契約によらざるを得ない場合においても、仕様書の見直し等を実施することにより、適正な価格による調達を行うため。	A	R4	対象案件のうち、価格交渉の余地があると考えられるものについて、全件実施する。	R4年度末まで
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	一者応れとなった案件及びその要因についての一覧表を作成し、要因分析を行った上で、次回以降の調達に活用する。		A	R3	対象案件について、全件ヒアリングを実施し、一覧表の作成及び要因分析を行い、改善方法を検討する。	R4年度末まで
			前回の入札において一者応れとなった案件については、チェックリストによる事前審査を行い、仕様書や公示期間の見直し等により、競争性を確保する。		A	R4	対象案件について、全件実施する。	R4年度末まで
			前回の入札において一者応れとなった案件について、その特殊性から取扱業者が他にいないと想定される場合は、慎重に検討の上、公募へ移行し、価格交渉等により経済性を確保する。		A	R4	対象案件について、全件実施する。	R4年度末まで
○		調達事務のデジタル化の推進	入札については、原則、電子調達システムを活用した電子入札及び電子契約とし、入札説明書の交付等についても電子メールで実施する。		A	R4	電子入札率及び電子契約率は前年度(76.9%及び10%)を上回る。また、紙での入札や契約締結を希望する事業者に対しては、申出書を提出させ理由の確認を行う。	R4年度末まで
○		電力調達、ガス調達の改善	該当なし					

## その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p><u>少額随意契約の改善</u></p> <p>・少額随意契約の範囲内においても、予定価格が100万円を超える案件については電子調達システムを活用したオープンカウンタ方式を実施し、公平性・透明性の確保を図る。</p>	新規
<p><u>契約の事後検証の実施</u></p> <p>・各調達案件について、契約監視委員会の外部有識者による競争性、公正性等の事後検証を実施する。</p>	継続
<p><u>人材育成</u></p> <p>・会計担当職員の異動者を中心に、財務省が主催する研修などに積極的に参加させる。 また、会計担当以外の職員についても、調達事務に必要な知識や能力の向上を図るため、基本的な考え方を周知する。</p>	継続
<p><u>国庫債務負担行為の活用</u></p> <p>・複数年度にわたる契約を行うことにより、調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為の検討を行う。</p>	継続